

## 第 69 回長崎県個人情報保護審査会会議録

### 1. 日時

平成 27 年 7 月 15 日（水） 午前 10 時から午前 11 時 25 分まで

### 2. 場所

長崎タクシー会館 4 階会議室

### 3. 出席委員

堀江会長、阿部委員、小林委員、長尾委員、中村委員（50音順）

### 4. 事務局出席者

県民センター 田中センター長、渡辺課長補佐、荒木係長、高石主任主事

### 5. 実施機関出席者

長崎県交通局営業部 柿原経営企画室長、松尾指導課長、眞崎運転士監督

### 6. 議題

#### (1) 諮問（制）第 23 号事案の審議

個人情報の収集について（県営バス車両へのドライブレコーダーの導入関係）

#### (2) 諮問（不）第 13 号事案の審議

「精神障害者等の保護に関する通知書等」及び「第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する意見書（病院管理者用）等」の部分開示決定に対する異議申立て

### 7. 会議結果

#### (1) 諮問（制）第 23 号事案の審議

諮問事案について了承された。本日の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を作成し、会長一任で決定することになった。

#### (2) 諮問（不）第 13 号事案の審議

答申案についての審議を行った。本日の審議内容を踏まえ、事務局で答申案を再度作成し、会長一任で決定することになった。

## 8. 議事内容

(堀江会長)

ただ今から、第69回長崎県個人情報保護審査会を開催します。

本日の議題は2件、議題1「諮問(制)第23号」及び議題2「諮問(不)第13号」の審議です。

はじめに、議題1の審議を行い、次に議題2の審議を行います。

なお、議題1の審議は公開で行いますが、議題2の審議については非公開で行います。報道機関及び傍聴人の方は、議題1の審議終了後にご退席いただきますので、ご了承願います。

(堀江会長)

それでは、議題1の審議に入ります。

事務局から事案について簡単に説明をお願いします。

### 【事務局説明】

(堀江会長)

事案について簡単な説明がありましたが、ここで委員の皆様を確認します。長崎県個人情報保護審査会運営要領第11条に委員の除斥規定があります。本件事案について特別の利害関係がある場合に該当する委員はいらっしゃいませんか。

(中村委員)

県交通局の顧問弁護士をしております、この審議に参加をしてよろしいかどうかという点で皆様にご意見を伺いたいと思います。

(堀江会長)

中村委員におかれては、県営バス関係の顧問をされているということです。審査会運営要領第11条第2項に、「委員は前項各号に規定する利害関係を有すると認めるときは、審査会にその旨を申し出なければならない。この場合において、審査会は当該各号の該当の有無を決定するものとする。」とあり、当該各号の中の第3号に「前2号に掲げる場合のほか、委員が諮問事案につき特別の利害関係を有するとき」とあります。こ

の場合、中村委員がこの諮問事案について特別の利害関係を有するということになるかどうか。これについて、審査会で該当するかどうかを決定することになります。皆さんご意見ありますか。

(小林委員)

顧問弁護士なので、全体的なことを見ていると思いますので、私はそのような特別な利害関係があるということにはならないのではないかと思います。

(堀江会長)

事務局から「特別の利害関係」の解釈などについて何かありますか。

(事務局)

除斥の規定が想定しているのは、不服申立て事案と考えられますので、今回の場合、特別な利害関係には該当しないのではないかと考えております。

(堀江会長)

今の説明によると、いわゆる個人情報に関する不服申立ての審査の際に利害関係を考える。この場合は、そういうものではなく制度関係の諮問ということですね。

(事務局)

そうです。制度関係に係る問題ということなので、特別な利害関係というものが生じるのかどうかという点においては、「特別な利害関係」には該当しないのではないかと考えております。

(堀江会長)

他の委員の方、どうですか。

(長尾委員)

今の説明では、居ていただいていると私は思います。

(中村委員)

皆様がそうおっしゃるのであれば。

(堀江会長)

それでは、特別な利害関係には該当しないということによろしいですか。それでは、中村委員は審議にそのまま参加していただき、進めていきます。

(堀江会長)

それでは、議題1の審議に入ります。長崎県交通局長から「個人情報の収集」に関する諮問がっております

諮問の内容等について、事務局から説明してください。

#### 【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

事務局の説明に関して質問等はありませんか。

本日は、実施機関である長崎県交通局にご出席いただいておりますので、諮問事案の内容について説明をお願いします。

#### 【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。まず、これが審査会に諮問されたことについて確認します。個人情報を収集するときは本人から収集することが原則であり、今回のドライブレコーダーというのは、本人以外から収集することになる。そのことについては、「公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき」である必要があり、それについて審査会の意見を聞いた上で決定することになります。

これから審査会の意見を取りまとめることになりますが、今までの事務局や実施機関の説明に対する質問、その他自由に発言いただきたいと思います。

(長尾委員)

質問をさせていただきます。車載搭載機から解析ソフトに移される、その選択の基準というものが何かありませんか。

(交通局)

先ほど説明した利用の目的にも関係すると思いますが、主に車内事故や車外事故も含め、そういうことが起こった場合、もしくは、お客様から接客不良等の状況が寄せられていて事実を確認する必要が出た時など、こちらが列記している状況に当たる時にのみ取り出しをすることを想定しています。

(長尾委員)

ありがとうございました。

(小林委員)

質問しますが、画像や音声の他に、車のブレーキ、速度など、要は個人情報以外にどのような情報を記録するのか教えてください。車の情報としてどういう情報を記録しようとしているのか。

(交通局)

個人情報と少し違うかもしれませんが、ドライブレコーダーの機能として、車の回転系などの機器があります。そういったところからデータを取得し、その映像と合わせた時の車両の加減速の状況がどうだったのか、あるいは、回転数、ブレーキの状況がどうだったのかというデータを併せ持っていますので、走行時の状況をできるだけ明確に把握できるような形で考えています。

(小林委員)

では、車からの情報は別系統で、別の媒体に保存されるという理解が正しいですか。

(交通局)

媒体自体は一緒です。データとしてもらって、車載の媒体の中に記録として入っていくものです。

(小林委員)

では、1週間とか10日経ったら上書きされるというのは同じだということで正しいですか。分かりました。当然、日時の情報が入りますよね。

(交通局)

入ります。

(小林委員)

GPSの情報は入りますか。

(交通局)

GPSは入ります。

(小林委員)

位置情報も記録されると思っていいですか。分かりました。あと、車内に、例えばドライブレコーダー記録中とか、要は乗客の皆さんに掲示するようなことは考えていますか。

(交通局)

先ほど、説明で少し漏れてしまいましたが、そちらに関しても要項の第9条で定められており、ドライブレコーダーとレジスターを車内において、皆様への周知を目的として、お客様から見えやすい場所に作動中である旨を、これが現物案ですが、貼り付けをします。

(交通局)

ステッカーは2種類あって、車両の外には他の車から見えるように搭載車ということとを、車内には作動中というものを貼り付けます。

(阿部委員)

資料の19ページですが、県警本部でドライブレコーダーの録画記録提供に関する協

定を県タクシー協会、県トラック協会、県バス協会、長崎電気軌道とも結んでいます。交通事故や街頭犯罪の捜査での活用が目的ということですが、これは、県警は既にこのようなドライブレコーダーを導入することは当然であるということを前提とした協定を結んでいるのでしょうか。県警というよりも、県と一体になっているところがあるかと思いますが、こちらの方は先にこういうことをやっていますよね。

(交通局)

まず、前提となっているかどうかということまでは申し訳ありませんが、県内の他のバス会社の状況としては、現在、導入が進んでいる状況があります。そこを踏まえて、行政と協定していると理解しています。

(堀江会長)

個人的には反対する理由はないと思っていますが、県営バスが他のバス会社に比べて設置が遅れているというのは何か特段の理由があるのですか。

(交通局)

もちろん、投資も必要だと思いますが、ただそれ以前に私共は事故に関する取組み、事故防止、安全性の向上というのは事業者としての一番の責任と認識しておりまして、事故防止もいろいろな取組みをしています。乗務員の教育然り、最近では小集団活動、乗務員が自ら考えて問題点を抽出し、事故防止策に気をつけていこうという取組みです。そういったことを重ねて実施し、事故全体の件数としては減少傾向にはありますが、どうしても事故の状況が明確に把握できないと効果的な対策に結びつかない。先ほど、車内事故の話をしました。どうしてもはっきりと事故直前の危険な予兆というのを把握するのが後からは難しい、限界がありまして、そのあたりをもっと効果的に今までの取組みと重ね合わせることで、より高い安全性向上を図っていきたいと考え、今回の導入を進めているところです。

(堀江会長)

他の会社、佐世保市バス、西肥バスなどは既に導入している、県営バスが遅れたのではないかというその理由は何かとお尋ねしたのですが。

(交通局)

実際は、先ほど申しあげましたような取組みで事故を無くしていくということで当面は取り組んでいたというのが一つかと思います。

(堀江会長)

7 ページに、乗合バスの場合、平成 20 年度で 15.5%、24 年度で 60.3%ですが、この 26 年度や 27 年度のデータはありますか。

(交通局)

申し訳ございません。正確には把握ができなかったのですが、おそらくこのグラフは年々増えていく形で推移していますので、今申しあげたのが 24 年度当時の古い情報源があるのですが、おそらくそれよりももっと導入が進んでいるものと考えています。

(堀江会長)

1 台のバスに設置する費用というのはいくらくらいですか。

(交通局)

約 20 万ほどです。

(堀江会長)

その後の解析や、色々な費用も含めたら、全体としたらかなりになるのでしょうか。

(交通局)

解析したりする時の間接コストですが、交通局は 402 台バスを持っていますので、仮に全体に導入したら 1 日動いた記録は膨大になります。そう言う意味からすると、やはり、全部というのは難しいですし、決められた目的のときだけ抽出することによって、コストを軽減したいと思っています。

(堀江会長)

他にございませんか。

(小林委員)

20 ページのところでは USB があるのが気になるので、これは先ほどの説明のところでは暗号化をするというのは特になかった気がしましたが、その辺は何か考えていますか。

(交通局)

現状は、物理的な移動というのは管理責任者、営業所にいる統括取扱操作者との間で直接やりとりをするということで考えています。そのこのところのデータについては特に考えていませんでした。

(小林委員)

営業所と本局というのは物理的に違う場所になるのですよね。その間に市電を使ったり車で移動したりするということですよね。であれば、ここは最低限必要ではないかと思えます。

(交通局)

ここは暗号化ソフトなども含めて検討したいと思えます。

(阿部委員)

1 点ですが、長崎県は高齢化率が非常に高くなってきていますし、バスの車内事故も過半数以上が高齢者と 7 ページに書かれていますので、他の佐世保市営バスや西肥バスなど、他の企業が導入に早く踏み切っているのに県営バスが若干遅かったというのがありますので、こういったところは迅速に対応した方がよかったのではないかと思います。導入というのは全然問題ないし、むしろ遅かったという印象を受けました。

(交通局)

申し訳ありません。おっしゃるとおりだと思いますので、気をつけていきたいと思えます。

(堀江会長)

審議はこの程度でよろしいですか。特に問題ないと思いますが、この事案については了承ということでよろしいですか。それでは、そのように決定いたします。

これから本審査会としては諮問に対する答申をする必要があります。これについて事務局から答申案の説明をお願いします。

【事務局説明】

（堀江会長）

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見等ございますか。過去の例のなお書き部分に小林先生のご意見を盛り込むということですね。

（小林委員）

書き方は一般的なのでこれはそのままがいいと思います。「例えば、具体的には」というふうに出していただければいいと思います。

（事務局）

ありがとうございます。

（堀江会長）

他にありませんか。それでは答申は事務局に作成してもらおうということ、それから、内容確認は私に一任いただくこととしてよろしいですか。

それではそのように決定します。

以上で議題 1 の審議を終了します。実施機関はご苦労様でした。退席をお願いします。

**※議題2の議事内容は非公表**